

市第 129 号議案

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項第 6 号及び第25条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第88条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関

する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第38条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第45条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第30条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 6 条 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 11 項及び第 12 項を削る。

(横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 7 条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 135 条第 1 項ただし書及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 10 項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第 172 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第 8 条 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 117 条第 1 項ただし書及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 10 項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第 156 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第 9 条 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第 153 条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第10条 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項ただし書及び第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第11条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項ただし書及び第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 8 項を削る。

第46条第 1 項ただし書及び第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 9 項各号列記以外の部分及び第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
(平成24年12月横浜市条例第75号) の一部を次のように改正する。
。

第12条第1項ただし書及び第4号並びに第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第12項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第20項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行

（職員配置の基準）

第 16 条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。
ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第 7 号に掲げる職員を置かないことができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 栄養士 又は管理栄養士

（第 7 号及び第 2 項省略）

（職員配置の基準）

第 25 条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。
ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第 7 号に掲げる職員を置かないことができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 栄養士 又は管理栄養士

（第 7 号及び第 2 項省略）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行

（食事）

第 88 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定

生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（食事）

第38条 （第1項から第4項まで省略）

- 5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（食事）

第45条 （第1項から第3項まで省略）

- 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条

例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（食事）

第 30 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

- 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（従業者の員数）

第 4 条 （第 1 項から第 10 項まで省略）

- 11 指定介護老人福祉施設に横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第 91 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス基準条例第 135 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号）第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第 62 条第

1 項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号）第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 12 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の
基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（従業者の員数）

第 135 条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期

入所生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定短期入所生活介護事業所」という。) ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者 (以下「短期入所生活介護従業者」という。) の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員 (当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者 (当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者 (指定介護予防サービス等基準条例第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護 (指定介護予防サービス等基準条例第 116 条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第 15 2 条において同じ。) の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。) が 40 人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士 又は管理栄養士 との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士 又は管理栄養士 を置かないことができる。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 栄養士 又は管理栄養士 1 以上

(第 5 号、第 6 号及び第 2 項から第 9 項まで省略)

- 10 第 1 項の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(従業者の員数)

第 172 条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第 156 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事

業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第 155 条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第 184 条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- (2) 療養病床（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 又は管理栄養士 の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

（第 3 号省略）

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 又は管理栄養士 の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

（第 2 項省略）

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
 営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果
 的な支援の方法等の基準に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
 （~~下段~~ 現 行）

（従業者の員数）

第 117 条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第 134 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第 127 条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）が 40 人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他

の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1 以上

(第 5 号、第 6 号及び第 2 項から第 9 項まで省略)

10 第 1 項の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第 156 条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 又は管理栄養士 の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 172 条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第 171 条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第 162 条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 療養病床（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 又は管理栄養士 の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(第 3 号省略)

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(第 2 項省略)

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(従業者の員数)

第 153 条 (第 1 項から第 12 項まで省略)

- 13 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第 91 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は

機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われ
ると認められるときは、これを置かないことができる。

(第 14 項から第 17 項まで省略)

横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条
例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(職員の配置の基準)

第 13 条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ
当該各号に定める数の職員を置かなければならない。ただし、特
別養護老人ホームに併設する入所定員 50 人未満の養護老人ホーム
(併設する特別養護老人ホームの栄養士 又は管理栄養士との連携
を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待する
ことができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。) に
あつては第 6 号の栄養士 又は管理栄養士を、調理業務の全部を委
託する養護老人ホームにあつては第 7 号の調理員を置かないこと
ができる。

(第 1 号から第 5 号まで省略)

(6) 栄養士 又は管理栄養士 1 以上

(第 7 号及び第 2 項から第 8 項まで省略)

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関す
る条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(職員の配置の基準)

第 12 条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数の職員を置かなければならない。ただし、入所定員が 40 人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第 5 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 栄養士又は管理栄養士 1 以上

(第 6 号、第 7 号及び第 2 項から第 7 項まで省略)

8 特別養護老人ホームに横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第 91 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス基準条例第 13 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所若しくは横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号）第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）、横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 60 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第 62 条第 1 項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事

業所又は横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（職員の配置の基準）

第 46 条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、第 5 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

(5) 栄養士又は管理栄養士 1 以上

（第 6 号、第 7 号及び第 2 項から第 8 項まで省略）

9 第 1 項第 3 号及び第 5 号から第 7 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、

次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
- (3) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (4) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数 100 以上の病院の場合に限る。）

（第 5 号、第 10 項及び第 11 項省略）

- 12 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス基準条例第 91 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準等条例第 62 条第 1 項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員

又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第13項から第15項まで省略)

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(職員配置の基準)

第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(第5号、第6号及び第2項から第9項まで省略)

10 第1項第4号の栄養士又は管理栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。

(第11項及び第12項省略)

附 則

(第1項から第11項まで省略)

(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)

- 12 軽費老人ホーム A 型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。）の栄養士若しくは管理栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム A 型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第 5 号の栄養士若しくは管理栄養士、第 6 号の事務員、第 7 号の医師又は第 8 号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホーム A 型にあつては第 8 号の調理員を置かないことができる。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

- (5) 栄養士又は管理栄養士 1 以上

（第 6 号から第 8 号まで及び第 13 項から第 19 項まで省略）

- 20 附則第 12 項第 5 号の栄養士又は管理栄養士は、常勤の者でなければならない。

（第 21 項から第 30 項まで省略）